



大津市公報

平成 28 年 8 月 1 日
号外 (第 58 号)

発行所 大津市役所
発行人 大津市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

規 則

- 84 大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則..... 1
- 85 大津市財務規則の一部を改正する規則..... 1
- 86 大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則..... 2

規 則

教育委員会規則

- 2 大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則..... 2

規 則

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第84号

大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則の一部を改正する規則
大津市教育機関に係る施設の使用料及び利用料金の徴収等に関する規則（平成元年規則第37号）の一部を次のように改正する。
第 8 条第 1 号の表照明の部中「クセノンピンスポットライト」を「ハロゲンスポットライト」に改め、同部に次のように加える。

ミラーボール	1 台	740	407mm 変速式
--------	-----	-----	-----------

第 8 条第 1 号の表音響の部液晶ビジョンの項を削り、同表舞台機構の部に次のように加える。

プロジェクター	1 台	2,090	
---------	-----	-------	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

大津市財務規則の一部を改正する規則を公布する。
平成28年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第85号

大津市財務規則の一部を改正する規則
大津市財務規則（平成 9 年規則第73号）の一部を次のように改正する。
第86条第 1 項中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該工事の現場管理費及び一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する経費に係る前金払の額は、当該工事に係る前金払の額の 2 割 5 分を超えてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（大津市契約規則の一部改正）
- 2 大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

様式第14号工事請負契約書第36条中「、労働者災害補償保険料及び保証料」を「及び現場管理費並びに一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第34条の2の規定の適用がある場合において、受注者は、前払金の100分の25を超える額をこの工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用の支払に充当してはならない。

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美

大津市規則第86号

大津市病院事業財務規則の一部を改正する規則

大津市病院事業財務規則（平成9年規則第60号）の一部を次のように改正する。

第17条の3の次に次の1条を加える。

（現金取扱員による直接収納）

第17条の4 各課の長は、納入義務者のところへ出向いて現金を直接収納する必要があるときは、現金取扱員に対し、領収済通知書、納付書、領収書及び収納証書を一連で綴ったもの（以下「収納証書等」という。）を交付するものとする。

2 第17条第1項の規定にかかわらず、現金取扱員は、納入義務者のところへ出向いて現金を直接収納したときは、企業出納員の印を押印した領収書を当該納入義務者に交付しなければならない。

3 現金取扱員は、前項の規定により領収書を交付するときは、必要事項を記載の上、押印しなければならない。

4 各課の長は、収納証書等受払簿を備え、収納証書等の受払その他必要な事項を記載しておかなければならない。

5 誤記等により発行することができなくなった収納証書等の用紙は、無効の表示をしておかなければならない。

6 各課の長は、適宜収納証書等を点検し、使用済み若しくは不要となり、又は前項の規定により無効の表示をした収納証書等を5年間保管しておかなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

規 則 教 育 委 員 会 規 則

大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則を公布する。

平成28年 8 月 1 日

大津市長 越 直 美
大津市教育委員会教育長 桶 谷 守

大 津 市 規 則 第 2 号 大津市教育委員会規則

大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市附属機関設置条例（平成24年条例第49号）第4条の規定に基づき、大津市東部学校給食共同調理場整備・運営事業審査委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長及び教育委員会の諮問に応じ、大津市東部学校給食共同調理場の整備・運営を行う事業者の選定のために必要な事項を審査するとともに、その選定手続に関し必要な事項を調査審議し、その結果を答申する。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（委員長及び副委員長）

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 委員会の会議 (以下「会議」という。) は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 6 条 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、教育委員会事務局中学校給食準備室において処理する。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。